[事案 24-169] 入院給付金支払請求

· 平成 25 年 3 月 27 日 裁定終了

<事案の概要>

受領済みの入院給付金が、一部支払対象外であったとして返還を求められたことを不満とし、 返還不要の確認を求めて申立てがあったもの。

<申立人の主張>

平成21年12月から平成22年5月までの間、および平成24年1月から3月までの間、うつ病と糖尿病により入院した分の入院給付金を受領していたが、その後、新たにうつ病と糖尿病で入院した分の入院給付金を請求したところ、病院へ調査確認が入り、上記の入院における糖尿病の入院必要性が、全期間に及ぶものではなく、それぞれ1か月程度であることが判明したとして、これを超える分の成人病入院給付金の返金を求められた。納得いかないので、返金の必要性がないことの確認、および請求中の入院給付金についての支払いを求める。

<保険会社の主張>

下記の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)糖尿病の入院必要性について、全期間は認められず、今回の調査確認を契機として、担当医師も診断書を修正している。
- (2) 民法 703 条の不当利得に対する給付金返還請求権は、申立人に過失がなかったとしても成否 に影響はない。

<裁定の概要>

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書の内容にもとづき審理した結果、下記のとおり、各入院について、糖尿病での入院の必要性は各1か月間であり、申立人には、これを超える期間分の「成人病入院給付金」につき不当利得返還債務があるとする保険会社の主張は不当なものとはいえないこと、診断書は医師の責任において作成するものであるから、本件の経緯について申立人に過失が存在するものではないが、不当利得返還債務の成立には、受益者(申立人)に過失があることは要件とはならない(民法 703条)ことから、申立内容を認めることはできないとして、指定(外国)生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第37条にもとづき、裁定書に理由を明記し、裁定手続を終了した。

- (1)生命保険契約は、附合契約であるから、契約内容は保険約款により定められる。そして、申立契約の約款は、成人病入院給付金の支払条件の一つとして、「成人病の治療を目的としている入院であること」を掲げている。
- (2) この点、本件では、主治医作成の当初の診断書においては、躁うつ病を入院開始の原因となった傷病名としながらも、入院中に治療した傷病名として糖尿病を掲げ、糖尿病による入院の必要性が「有」とされていた。しかし、主治医は、その後、保険会社による調査確認を契機として、①本件で問題となっている各入院について、糖尿病での入院の必要性がなかったこと、②一般的には糖尿病での教育入院として1か月位は入院してもおかしくはないこと、③患者がどうしてもというのなら、どちらとも教育入院として1か月間は認めてもよいであろう、と回答し、併せて、当初の診断書の記載内容の一部を訂正し、各入院について、糖尿病による入院の必要性を「無」と変更した。
- (3)一般的にも、糖尿病は、合併症等により重度に進行した場合は別として、そうでなければ、

通常の日常生活を送ることが可能な病気である(通院による治療が可能である。)と解されている。

【参考】

民法703条(不当利得の返還義務)

法律上の原因なく他人の財産又は労務によって利益を受け、そのために他人に損失を及ぼした者は、その利益の存する限度において、これを返還する義務を負う。

附合契約とは、大量かつ定型的取引において、契約当事者の一方が予め定めた契約条項(普通契約約款)を、相手方が包括的に承認することによって成立する契約のこと。